

平成26年度
森林及び林業の動向

平成27年度
森林及び林業施策

概要

この文書は、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条第1項の規定に基づく平成26年度の森林及び林業の動向並びに講じた施策並びに同条第2項の規定に基づく平成27年度において講じようとする森林及び林業施策について報告を行うものである。

平成26年度 森林及び林業の動向

トピックス

- 1 映画「WOOD JOB!」で「森林の仕事」が注目 1
- 2 「CLTの普及に向けたロードマップ」が公表 1
- 3 「山の日」が国民の祝日に 2
- 4 長野県、広島県等で山地災害が多発 2

第I章 森林資源の循環利用を担う木材産業

- 1 森林資源の循環利用と木材産業 3
- 2 木材需給の変遷と木材産業の対応 5
- 3 木材産業をめぐる最近の動向と将来に向けた課題 8

第II章 森林の整備・保全

- 1 森林の整備・保全の基本方針 9
- 2 森林整備の動向 9
- 3 森林保全の動向 10
- 4 国際的な取組の推進 11

第III章 林業と山村

- 1 林業の動向 13
- 2 特用林産物の動向 15
- 3 山村の動向 16

第IV章 木材需給と木材利用

- 1 木材需給の動向 17
- 2 木材利用の動向 18

第V章 国有林野の管理経営

- 1 国有林野の役割 20
- 2 国有林野事業の具体的取組 20

第VI章 東日本大震災からの復興

- 1 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組 22
- 2 原子力災害からの復興 23

平成27年度 森林及び林業施策 25

注：本報告に掲載した我が国の地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではない。

トピックス 1. 映画「WOOD JOB!」で「森林の仕事」が注目

- 平成26(2014)年は、林業の世界に足を踏み入れた若者が主人公の映画が公開され、林業がエンターテインメントの世界でも注目。
- 林野庁が平成15(2003)年度から実施している「緑の雇用」事業もモデル。
- 林業の現場作業のほか、「森林施業プランナー」や「森林総合監理士(フォレスター)」、さらにしいたけや木炭の生産、野生鳥獣の狩猟など、様々な「森林の仕事」。
- 政府では、新たな木材需要の創出等により、林業・木材産業の成長産業化を実現し、山村地域に産業と雇用を生み出す方針。

トピックス 2. 「CLTの普及に向けたロードマップ」が公表

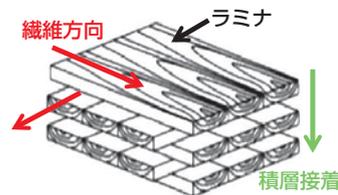
- 新たな木材製品であるCLT(直交集成板)について、平成26(2014)年11月に林野庁と国土交通省が、今後の本格的な普及に向けたロードマップを公表。
- 3つの主要な施策の柱のうち、1つ目はCLTについての建築基準の整備。強度等のデータ収集を行った上で、平成28(2016)年度の早期を目途に関係告示を整備。
- 2つ目は実証的な建築事例の積み重ね。平成26(2014)年度には共同住宅や事務所・研修施設等(合計8棟)が建設。
- 3つ目はCLTの生産体制の構築。平成36(2024)年度までに50万㎡程度を目指す。



映画のポスター(農林水産省タイプアップ版)

【CLT】

一定の寸法に加工されたひき板(ラミナ)を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。(厚みのある木製パネルをつくることができ、欧米では中高層建築物の壁や床等に利用。)



CLTの模式図



CLTで建設中の共同住宅(岡山県真庭市)

トピックス 3. 「山の日」が国民の祝日に

- 平成26(2014)年5月に「祝日法」が改正(施行は平成28(2016)年)。8月11日を「山の日」と定め、その意義を「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」と規定。
- 我が国では「山」の多くは森林で覆われており、林野庁では「山の恩恵」ともいえる森林の多面的機能の持続的発揮に向け、森林の整備・保全に取り組み。
- また、森林環境教育等への支援や、国有林における「レクリエーションの森」の設定等を通じ、国民が「山」に親しむ機会や場を提供。
- 平成26(2014)年には「水循環基本法」も制定。「我が国は、国土の多くが森林に覆われていること等により水循環の恩恵を大いに享受」等と規定。



「祝日法」改正案の審議状況(参議院本会議にて)



全国「山の日」協会による「山の日」制定記念行事

トピックス 4. 長野県、広島県等で山地災害が多発

- 平成26(2014)年度は、台風や前線による集中豪雨で、日本各地の広い範囲で山崩れ、地すべり、土石流等の山地災害が多発。長野県、広島県等では住民の生命が失われた。
- 9月には御嶽山おんたけさんが噴火し、噴出した大量の土石等による二次災害の発生も懸念。
- 林野庁では、災害発生直後から、職員派遣やヘリコプターによる被害調査、大型土嚢のうや土石流センサーの設置等の応急対策、治山事業による復旧整備を実施。
- 事前防災・減災の観点から、治山施設の整備や森林整備の推進による「緑の国土強靱化」じんが重要。



ヘリコプターによる被害調査



大型土嚢の設置による応急対策

第 I 章 森林資源の循環利用を担う木材産業

1. 森林資源の循環利用と木材産業

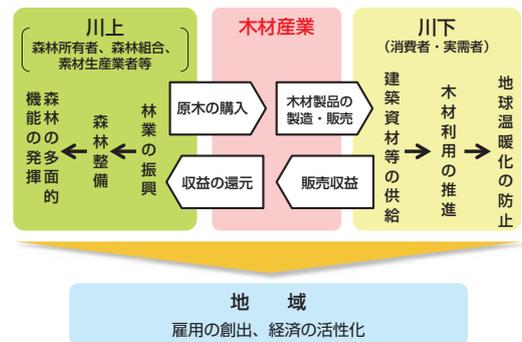
(1) 森林資源と木材利用をつなぐ木材産業

- 我が国では、戦後造成された人工林が本格的な利用期。この森林資源の循環利用には、木材を生産する林業や、木材製品の消費者・実需者だけでなく、木材を木材製品に加工し流通させる木材産業の存在が不可欠。
- 木材産業は、
 - ・川下（消費者・実需者）との関係では、ニーズに応じて木材製品を供給し、また、社会における木材利用を推進する役割。
 - ・川上（林業関係者）との関係では、原木の購入を通じて、林業と森林整備を支える役割。
 - ・地域との関係では、森林資源に近いところに立地し、その地域の雇用の創出と経済の活性化に貢献。

森林資源の循環利用（イメージ）



木材産業の役割（イメージ）



(2) 我が国の木材産業の概要

- 国産材を主原料に様々な木材製品を生産する木材加工業として、「製材業」、「集成材製造業」、「合板製造業」、「木材チップ製造業」など。
- 原木・木材製品の販売を業務とする木材流通業として、「木材市売市場」（原木市場と製品市場）、「木材販売業者」（木材問屋や材木店・建材店）など。
- 木材産業の各事業者が川上と川下を結ぶことによって、木材の加工・流通が成立。
- 木材産業と木材の加工・流通の在り方は、時々々の木材需給と密接に関係。

主な木材製品

	製材品	集成材	合板	木材チップ
外観				
製造方法	原木の木取りを行い製材機械で挽く。	強度に応じて等級区分したラミナ(一定の寸法に加工したひき板)を集成接着(繊維方向は平行)。	原木を薄く剥いた単板を積層接着(繊維方向は交互に直交。ただし、LVLは平行)。	・主に原木・工場残材をチップパーにより切削 ・主に解体材をシュレッダーやハンマーにより破砕
主な用途	住宅用材、集成材用ラミナ、家具建具用材等	住宅用材等	住宅用材、コンクリート型枠、家具建具用材、輸送資材等	紙・板紙の原料、木質ボードの原料、燃料等
国産原木の利用割合(H25)	72%	23%	72%	ほぼ100%
製品の国内生産割合(H25)	59%	65%	40%	20%
木材自給率(H25)	42%	15%	29%	20%

市売市場の様子



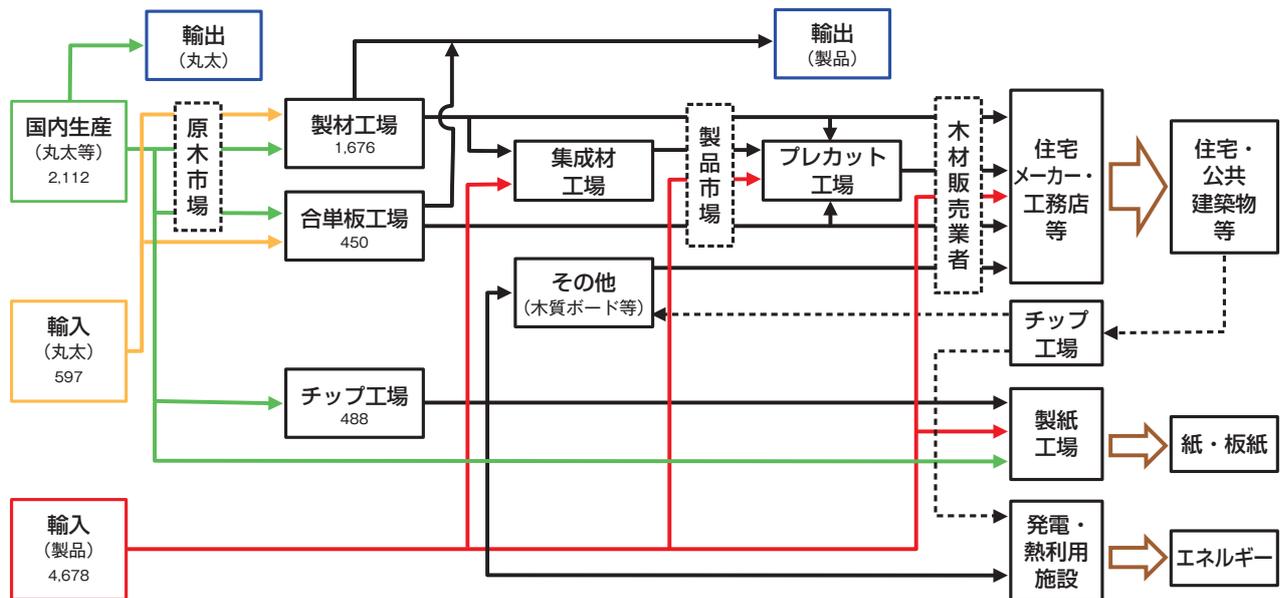
原木市売市場



製品市売市場

木材加工・流通の概観

単位：万m³(丸太換算)



注：市場や木材販売業者(木材問屋、材木店・建材店)を通過する矢印にはこれらを経由しない木材の流通も含まれる。また、その他の矢印には木材販売業者が介在する場合が含まれる。

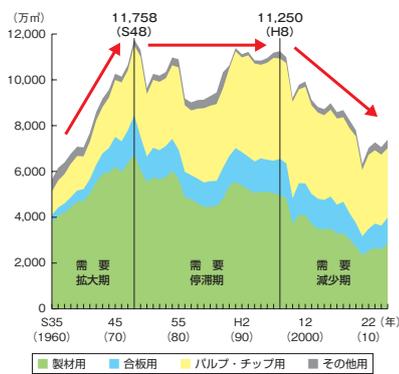
2. 木材需給の変遷と木材産業の対応

(1) 需要拡大期(戦後～昭和48(1973)年頃)

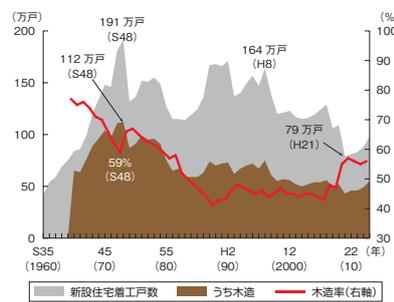
(ア) 需要拡大期の木材需給

- 戦後の復興・高度成長により、新設住宅着工戸数や紙・板紙生産量の増加とともに、木材需要が拡大。
- これに対応し、国産材の供給量も増加したものの、当時の森林資源の状況による制約があった中で、昭和42(1967)年をピークに減少。
- このため、木材の輸入自由化が実施され、原木の輸入量は昭和35(1960)年から昭和48(1973)年までの間に8倍に増加。昭和44(1969)年以降は輸入材の供給量が国産材を上回る。

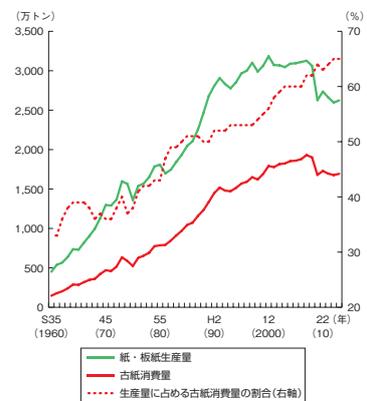
木材需要量(用途別)の推移



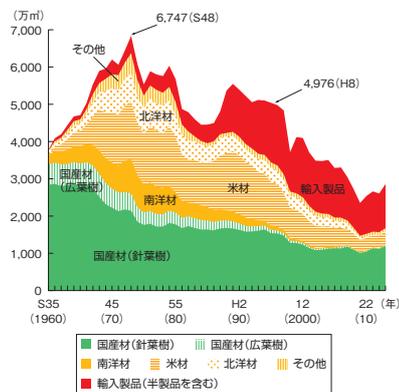
新設住宅着工戸数の推移



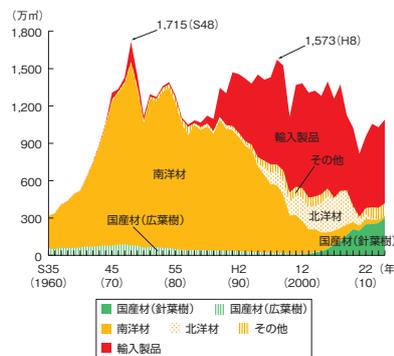
紙・板紙生産量の推移



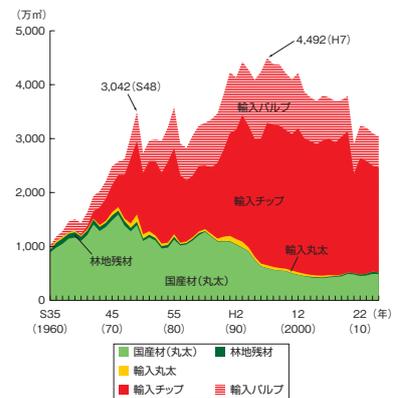
製材用材供給量(種別)の推移



合板用材供給量(種別)の推移



パルプ・チップ用材供給量(種別)の推移



(イ) 需要拡大期の木材産業

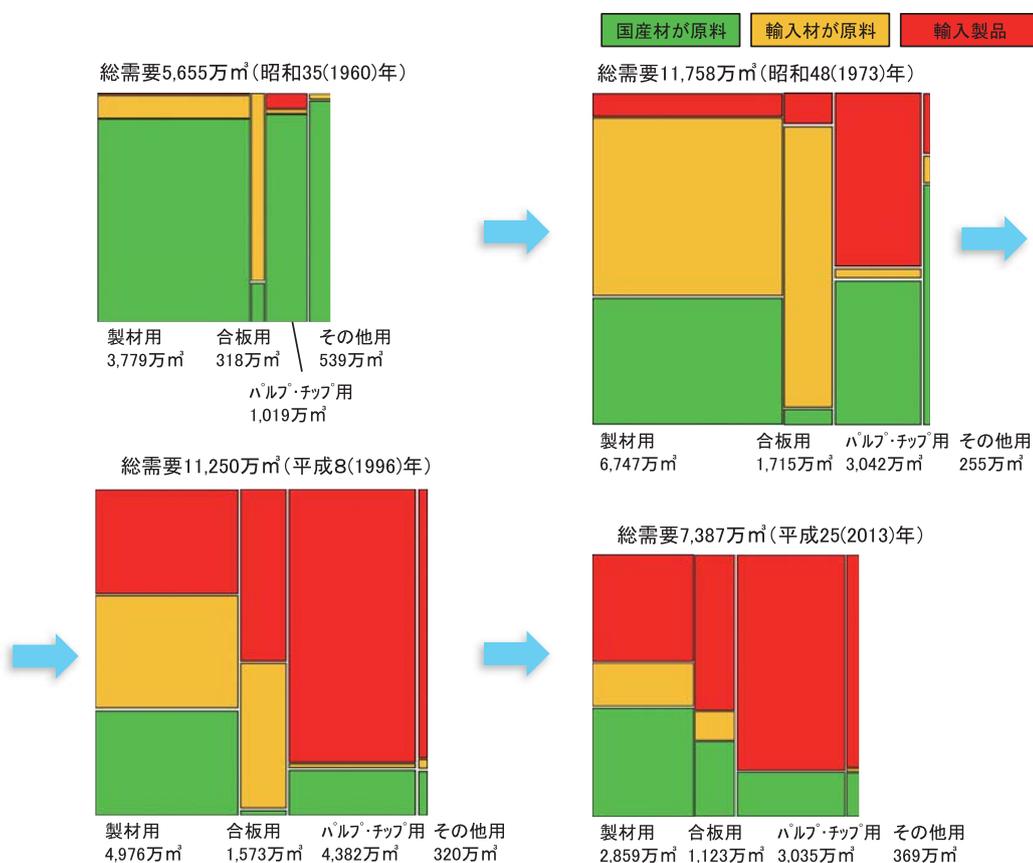
- 製材業は、林業地域を中心に小規模工場が増加したが、昭和30年代になると臨海部に輸入材を利用する大型工場が稼働。
- 合板製造業は、当初は輸出等、次いで国内向けの販売によって急成長し、原料として南洋材を輸入。
- 木材チップ製造業は、工場残材や広葉樹原木を主原料として生産を拡大。
- 原木及び製材品の取引では、小規模な事業者にとって不可欠であった市売市場が発達。海外からの木材輸入では、商社が主導的な役割。

(2) 需要停滞期(昭和48(1973)年頃～平成8(1996)年頃)

(ア) 需要停滞期の木材需給

- 木材需要量は、ピークとなった昭和48(1973)年以降、減少と増加を繰り返した後、1億㎡程度で推移。このうち製材用材と合板用材の需要は、新設住宅着工戸数とともに減少傾向に転じた一方、パルプ・チップ用材の需要は、紙・板紙生産量とともに増加傾向で推移し、平成7(1995)年に過去最高。
- 国産材供給量は、木材価格の下落と経営コストの上昇で林業経営の採算性が悪化し、林業生産活動が停滞したことから、平成14(2002)年まで減少傾向で推移。
- 一方、輸入材は増加傾向で推移し、平成8(1996)年に過去最高。このうち原木輸入量は昭和48(1973)年をピークに減少したのに対し、製品輸入量は増加し昭和62(1987)年には原木輸入量を上回る。

木材需要の構成の推移



(イ) 需要停滞期の木材産業

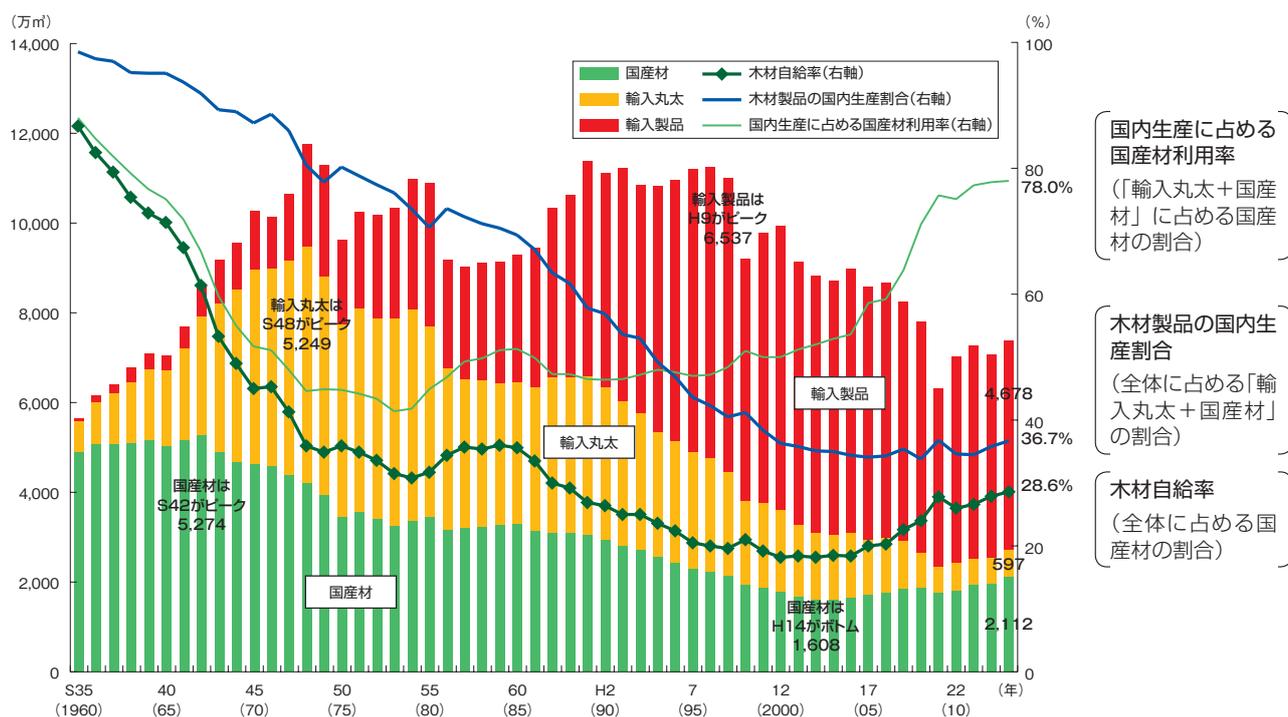
- 製材業では、輸入材を挽く工場の縮小再編等が進行。
- 合板製造業では、特に昭和60年代以降、南洋材原木の輸入減少により国内生産が急激に減少。こうした中で北洋材等の針葉樹の利用を開始。
- 木造軸組住宅の建築現場でプレカット材が普及し、プレカット工場が増加するとともに、材料として人工乾燥材や集成材の利用が増加。
- 木材チップ製造業は、輸入チップの増加等により、平成3(1991)年以降は生産が減少。
- 原木市場の取扱量は増加したのに対し、製品市場の取扱量は一貫して減少。

(3) 需要減少期(平成8(1996)年頃～)

(ア) 需要減少期の木材需給

- 木材総需要量は減少傾向で推移し、平成21(2009)年には46年ぶりに7,000万m³を下回る。平成8(1996)年頃から、製材用材と合板用材の需要は新設住宅着工戸数とともに減少傾向が加速し、パルプ・チップ用材の需要も減少。
- 国産材の供給量は、平成14(2002)年を底に、合板製造業における国産間伐材の利用の増加等により、再び増加傾向に。
- 原木輸入量は減少が続き、製品輸入量も平成9(1997)年をピークに減少に。

木材供給量(国産材・輸入丸太・輸入製品別)の推移



(イ) 需要減少期の木材産業

- 製材業では、工場数が引き続き減少する一方、平成15(2003)年以降は国産材の原木が輸入材の原木を上回るとともに増加傾向に。
- 木造住宅でのプレカット材の利用拡大や、阪神・淡路大震災以降の建築法制の見直しを背景に、品質・性能が安定している乾燥材や集成材の需要が増加。
- 合板製造業では、ロータリーレースの改良、住宅建築での厚物合板の利用等により、スギの間伐材など国産材を活用した合板生産が拡大。
- 木材チップ製造業では、原料として広葉樹原木や工場残材の利用が減少する一方、針葉樹原木(間伐材)や解体材・廃材が増加。
- プレカット工場は、製材工場・集成材工場から部材を調達し、建築材料に加工して供給する加工・流通拠点に。

3. 木材産業をめぐる最近の動向と将来に向けた課題

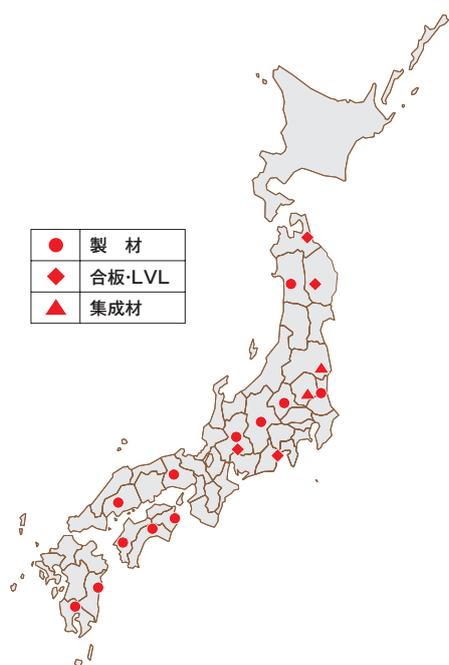
(1) 木材産業をめぐる最近の動向

- 我が国の木材需要は、平成21(2009)年を底に回復傾向にあるが、平成20(2008)年以前の水準には達していない。今後は、住宅建築や紙・板紙生産に加え、公共建築物等の非住宅分野、土木分野、木質バイオマスをめぐる動向等が重要。
- 我が国の人工林資源は本格的な利用期。しかし我が国の林業・木材産業は、需要に応じた効率的・安定的な供給体制の構築が課題。
- 木材輸入量は減少傾向にあるが、依然として木材総需要量の7割以上を占め、その9割は製品での輸入。このため、木材製品の国内生産割合は約4割。
- 木材産業による国産材原木の利用率は8割近くに上昇。平成26(2014)年には、林業団体と木材産業団体が初の共同行動宣言。

(2) 木材産業等の課題と取組

- 木材産業の競争力を強化するため、国産材原木の安定調達等を図りつつ、消費者・実需者のニーズに応じた木材製品を生産・販売する必要(近年、国内資源に近い内陸部に大型の製材工場等の新設の動きなど)。輸入製品の割合が高い分野(住宅の横架材、コンクリート型枠用合板等)での国産材製品の開発等も重要。
- 新たな木材需要の創出に向け、木材産業等では新たな製品・技術(CLT、木質系耐火部材、セルロースナノファイバーなど)の開発・実用化、木材製品の輸出等に取り組む必要。
- 木材産業への原木の安定供給のため、地域の関係者が連携・協力し、国産材の安定的・効率的な供給体制を構築する必要。林業生産は、引き続き、施業の集約化、路網の整備、機械化の推進、造林・保育コストの低減等に取り組むとともに、森林認証の拡大等も課題。
- 国、地方公共団体等による支援や環境整備、消費者・実需者の理解の促進等も必要。

近年の主な大型工場の新設状況



注：平成22(2010)年以降に新設された製材工場、合板・LVL工場、集成材工場で、平成27(2015)年3月末現在で、年間の国産材消費量3万㎡以上(原木換算)のものを掲載。

新たな木材製品の開発



耐火集成材等の木質系耐火部材は、木材と非木質系資材の組合せ等により、一定の耐火性能を有する木材製品。耐火建築物(大規模な建築物等)の柱や梁等に使うことが可能。

《事例》 付加価値の高い木材製品を輸出

大分県の内装材メーカーは、国産針葉樹を原料とした内装材、風呂等を中国や韓国へ輸出。

茨城県の工務店は、地域の木材産業と連携し、地域材を原料とした木造住宅用のプレカット材を台湾へ輸出。

東京都の合板メーカーは、国産針葉樹による構造用合板を台湾へ輸出。

《事例》 原木の安定供給の新たな担い手

岩手県や岐阜県では、素材生産業者や森林組合等を会員とする組織が、原木を広域的に集荷し、合板工場、製材工場、チップ工場へ安定供給。中間土場の設置や大型トレーラーによるルート集荷など現場の工夫も。

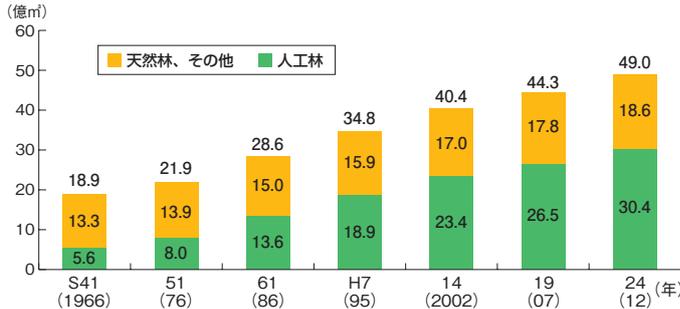
第Ⅱ章 森林の整備・保全

1. 森林の現状と森林の整備・保全の基本方針

(1) 森林の資源と多面的機能

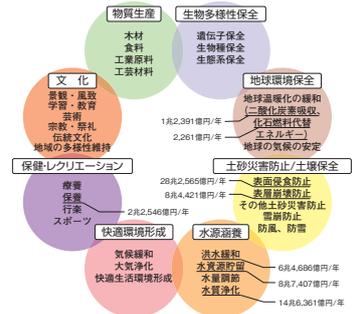
- 我が国の森林面積は約2,500万ha(国土の約3分の2)で、このうち約4割の1千万haが人工林。森林蓄積は年平均約1億m³増加し、現在約49億m³。
- 森林は、国土保全、水源涵養^{かん}、地球温暖化防止等の多面的機能を通じて、国民生活・国民経済に貢献。

我が国の森林蓄積の推移



資料：林野庁「森林資源の現況」

森林の有する多面的機能

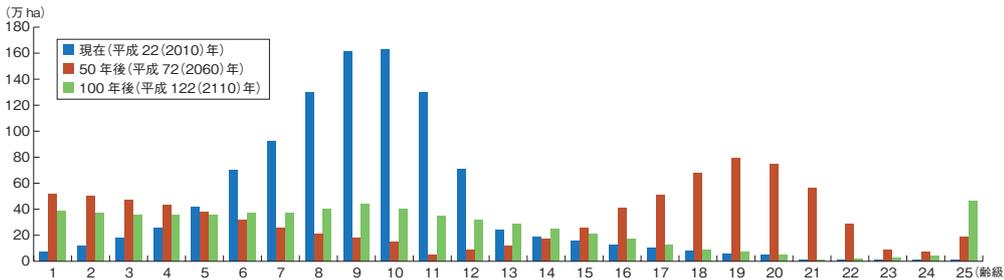


資料：日本学術会議答申及び同関連付属資料

(2) 森林・林業に関する施策の基本方針

- 「森林・林業基本法」に基づき「森林・林業基本計画」(平成23(2011)年7月)、「森林法」に基づき「全国森林計画」(平成25(2013)年10月)・「森林整備保全事業計画」(平成26(2014)年5月)等を策定し、森林の整備・保全等を推進。(「森林整備保全事業計画」では新たな成果指標として「森林資源の平準化の促進」を追加。)
- 「日本再興戦略」及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成26(2014)年6月改訂)では、新たな木材需要の創出等による林業の成長産業化の実現、森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策の推進等を記載。

将来(50年後、100年後)における齢級構成(イメージ)



資料：林野庁プレスリリース「森林整備保全事業計画」の策定について(平成26(2014)年5月30日付け)

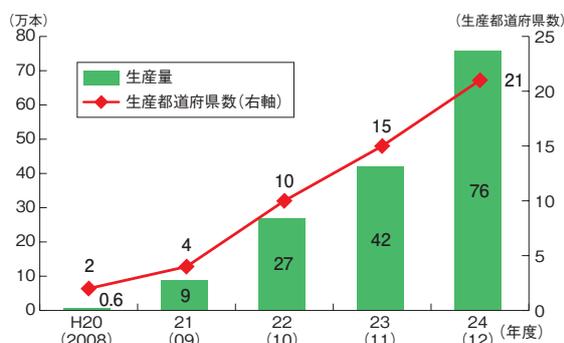
2. 森林整備の動向

(1) 森林整備の推進状況

- 資源の適切な利用と間伐・再造林等を着実にを行うとともに、立地条件に応じて複層林化・長伐期化等を推進。また、我が国の温室効果ガス削減目標達成に向けた森林吸収量を確保するため、年平均52万haの間伐等を実施する必要(4.(2)参照)(平成25(2013)年度は52万haの間伐等を実施)。
- 「森林整備事業」等により間伐等を実施しているが、安定的な財源が確保されていないことが課題。

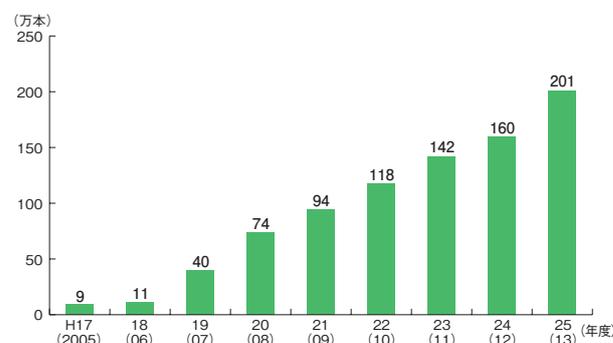
- 無届伐採に造林・伐採中止命令の発出、所有者不明森林に路網等の設置や間伐ができる制度が整備(平成23(2011)年の森林法改正)。また、外国人等による森林買収の事例について調査(平成25(2013)年は14件、計194ha)。
- 主伐後の再造林に必要な苗木の安定供給が重要。「コンテナ苗」の生産拡大や第二世代精英樹の開発のほか、花粉発生源対策(少花粉スギ等の苗木の供給等)を推進。

コンテナ苗の生産量の推移



資料：林野庁整備課調べ。

スギの花粉症対策苗木の生産量の推移



資料：林野庁整備課調べ。

(2) 社会全体に広がる森林づくり活動

- 平成26(2014)年5月に「第65回全国植樹祭」(新潟県)、10月に「第38回全国育樹祭」(山形県)を開催。
- 近年、NPO(民間非営利組織)や企業等による森林づくり活動が拡大。経済界でも林業復活・地域創生への期待が高まり。
- 「緑の募金」で森林整備等の寄附金を募集(平成25(2013)年は約23億円)。
- 35県で森林整備等を目的とする独自の課税制度(平成26(2014)年度は税込見込み約283億円)。

(3) 研究・技術開発及び普及の推進

- 「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」(平成24(2012)年9月)を踏まえ、国や森林総研、都道府県等が連携して、政策ニーズに対応した研究・技術開発を実施。(例：トドマツ枝葉を利用した空気浄化剤の開発)
- 平成26(2014)年度から、林業普及指導員資格試験(地域森林総合監理区分)の合格者を「森林総合監理士(フォレスター)」として登録・公開。

3. 森林保全の動向

(1) 保安林等の管理及び保全

- 公益的機能(水源涵養、土砂流出防備等)の発揮が特に要請される森林は「保安林」に指定(平成25(2013)年度末で1,212万ha)。保安林以外の森林も「林地開発許可制度」で適正な利用を確保。

(2) 治山対策の展開

- 山地災害が発生した場合には、被害状況の調査、災害復旧事業等により迅速に対応。
- 国・都道府県の「治山事業」により、山腹斜面の安定化、荒廃した溪流の復旧等のための施設の設置や森林の整備のほか、海岸防災林の整備等を推進。

《事例》 兵庫県の豪雨災害における治山施設の効果

平成26(2014)年8月16日から17日にかけての豪雨により、特に甚大な被害が発生した兵庫県丹波市において、県が整備した治山ダム(平成23(2011)年度施工)が溪岸侵食や流木の流出を抑制し、下流集落への被害が軽減。



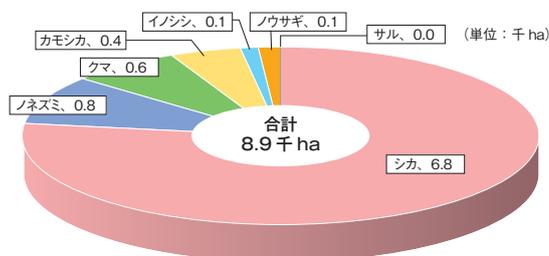
(3) 森林における生物多様性の保全

- 「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24(2012)年9月閣議決定)を踏まえ、適切な間伐等や多様な森林づくり、原始的な森林生態系の保全・管理等を推進。
- 我が国の世界遺産等における森林の保全・管理を推進。平成26(2014)年はユネスコエコパークに「只見」「南アルプス」の新規登録と「志賀高原」の拡張登録が決定。

(4) 森林被害対策の推進

- 平成25(2013)年度には、全国で約9千haの森林で野生鳥獣被害が発生し、約8割がシカによる被害。深刻化の背景に個体数の増加や分布域の拡大。
- 防護柵の設置等による「被害の防除」、捕獲による「個体数管理」等を推進。新たな捕獲手法等の技術開発の取組も実施。
- 松くい虫被害は、ピーク時の約4分の1(平成25(2013)年度は約63万㎡)であるが、依然として我が国最大の森林病虫害被害。ナラ枯れ被害は、平成22(2010)年度(近年最多)の約6分の1(約5万㎡)。薬剤等による「予防対策」や被害木くん蒸等の「駆除対策」等を実施。

主要な野生鳥獣による森林被害面積(平成25(2013)年度)



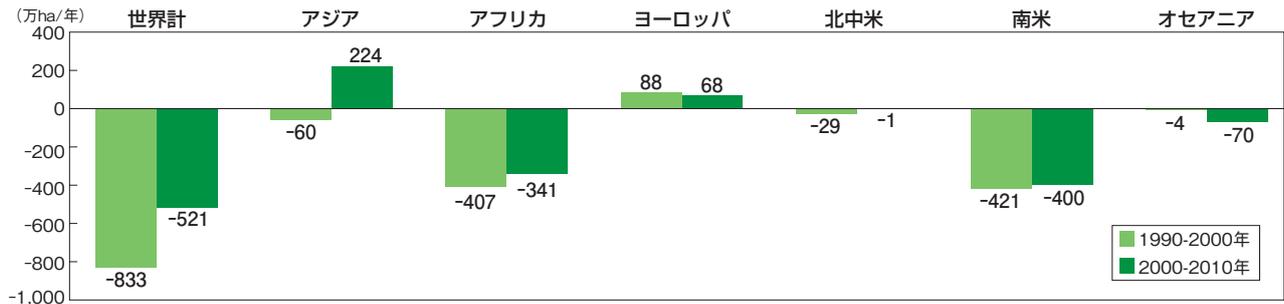
注1：国有林及び民有林の合計。
2：森林及び苗畑の被害。
3：数値は、森林管理局及び都道府県からの報告に基づき、集計したもの。
資料：林野庁研究指導課調べ。

4. 国際的な取組の推進

(1) 持続可能な森林経営の推進

- 2010年の世界の森林面積は40億3千万ha(陸地面積の約31%)で、10年間で年平均521万ha減少。アフリカと南米でそれぞれ年平均300万ha以上減少する一方、アジアでは主に中国における大規模な植林により年平均224万ha増加。
- 持続可能な森林経営の国際的な「基準・指標」の作成が進展。我が国は環太平洋地域の諸国による「モントリオール・プロセス」に参加。
- 森林の違法伐採は持続可能な森林経営等を阻害。我が国は違法伐採対策に関する国際的な協力等を実施。
- 森林認証(持続性等の基準により認証された木材等の購入を促す仕組み)には国際的な「FSC」、我が国独自の「SGEC」等が存在。我が国の認証森林の割合は欧米に比べ低位。

世界の森林面積の変化(地域別)

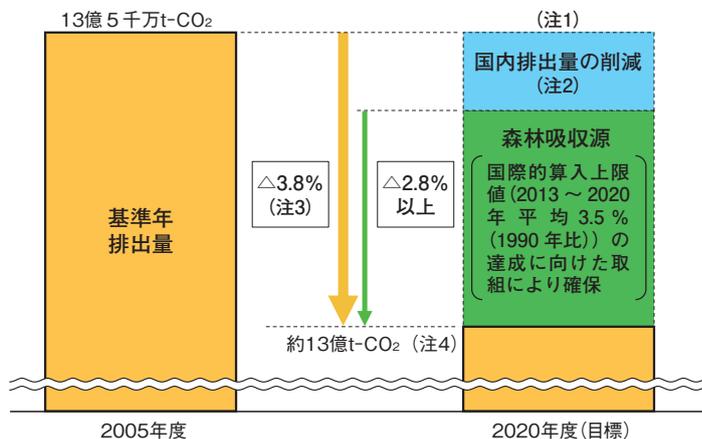


資料：FAO「世界森林資源評価2010」

(2) 地球温暖化対策と森林

- 地球温暖化対策は「気候変動枠組条約」等の国際的枠組みの下で推進。
- 京都議定書第1約束期間(2008～2012年)における我が国の温室効果ガス削減約束(1990年比6%減の目標に対し8.4%減を達成)のうち、3.8%を森林吸収源対策(年平均55万haの間伐等の実施)で確保。
- 2013年以降は、我が国の2020年度削減目標(2013年のCOP19で2005年度比3.8%減を表明)の達成に向け、2.8%以上を森林吸収源対策(年平均52万haの間伐等)で確保する必要。また、2020年以降の枠組みの構築に向け、2015年のCOP21に十分先立ち、排出削減目標等を含む約束草案を提出する必要。
- 途上国の森林減少及び劣化に由来する排出の削減等(REDD+)への対応、気候変動への適応にも取り組み。

温室効果ガス削減目標(2020年度)における森林吸収源対策の位置付け



- 注1：国内排出量の削減には、基準年排出量からの削減(図中の青色部分)のみならず、基準年以降に経済成長等により増加すると想定される排出量に相当する分の削減も必要となる。
- 2：基準年以降に経済成長等により増加すると想定される排出量に相当する分の削減を含まない。
- 3：原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した目標。
- 4：基準年排出量より試算。

(3) 生物多様性に関する国際的な議論

- 森林には陸上の生物種の約8割が生育・生息。生物多様性条約は193か国及び欧州連合(EU)が締結(平成26(2014)年12月現在)。

(4) 我が国の国際協力

- 技術協力や資金協力等の二国間協力、国際機関を通じた多国間協力等により、持続可能な森林経営の推進等に貢献。

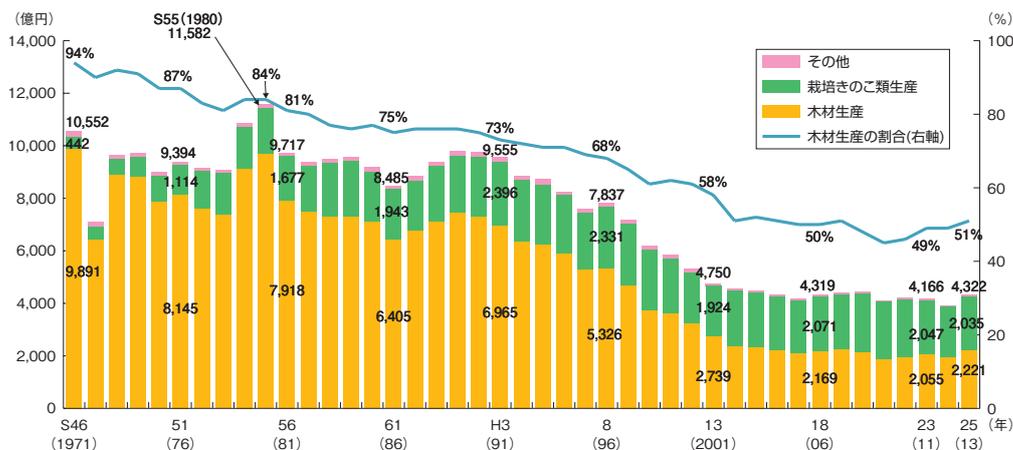
第Ⅲ章 林業と山村

1. 林業の動向

(1) 林業生産の動向

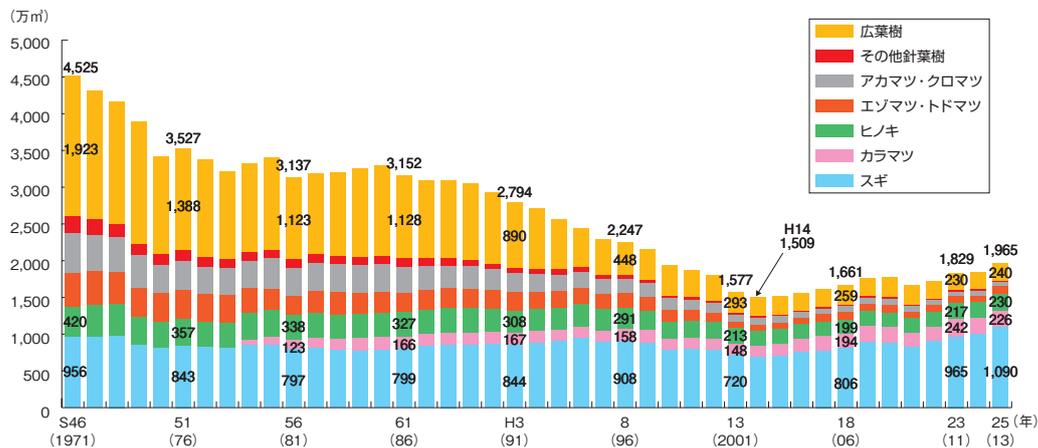
- 平成25(2013)年の林業産出額は、前年比10%増の4,322億円。昭和55(1980)年をピークに長期的に減少傾向。木材生産と栽培きのご類生産でほぼ半々。
- 国産材の生産量は平成14(2002)年の1,509万m³を底に増加し、平成25(2013)年は1,965万m³。樹種別ではスギが1,090万m³(56%)、ヒノキが230万m³(12%)、カラマツが226万m³(12%)。地域別では東北(24%)、九州(24%)、北海道(17%)等が多い。

林業産出額の推移



資料：農林水産省「生産林業所得統計報告書」

国産材生産量(樹種別)の推移



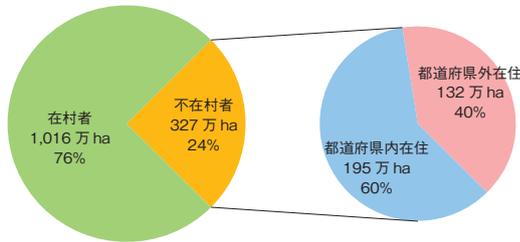
資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材統計」

(2) 林業経営の動向

- 我が国の私有林は、保有山林面積の小さい森林所有者が多数。
- 森林所有者の高齢化が進み、また、不在村者の保有する森林が増加している中で、森林所有者の特定と境界の明確化が課題。森林所有者を把握するための森林の土地所有者届出制度や行政機関における情報共有の制度を整備(平成23(2011)年の「森林法」改正)するとともに、地籍調査を推進。

- 林家の大半は林業以外で生計。小規模な林家では施業や経営の委託が一般的となっているが、自ら伐採等の施業を行う「自伐林家」もみられ、搬出した間伐材を地域で販売する取組も。
- 森林組合は、植林・下刈・間伐等の受託面積の5割以上を占め、森林整備の中心的担い手。民間事業体は、主伐の7割を占め、素材生産の中心的担い手。

在村者・不在村者別私有林面積と割合



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

「木の駅プロジェクト」

林家等が自ら間伐を行って、軽トラック等で間伐材を搬出し、地域住民やNPO等から成る実行委員会が地域通貨で買い取って、チップ原料やバイオマス燃料等として販売する取組。

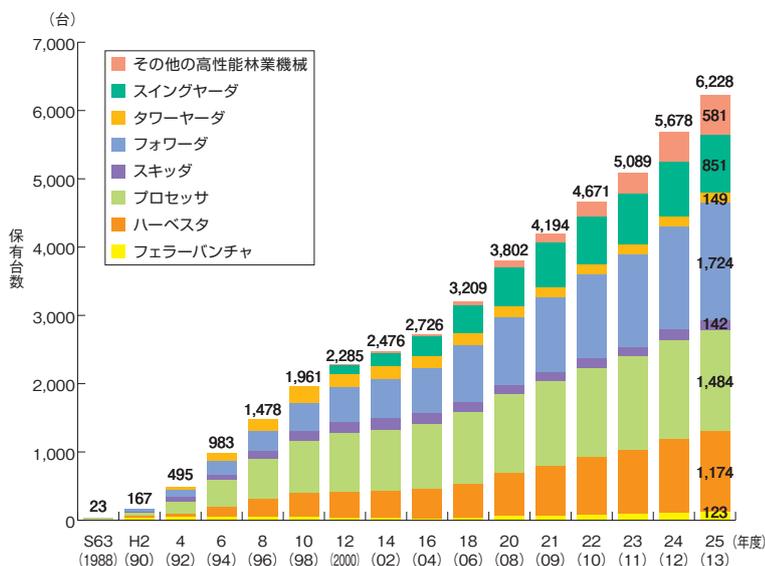
都道府県	市町村数	プロジェクト数	登録人数
岐阜県	3市	5	117
島根県	4市町	4	158
愛知県	3市町	3	80
岡山県	2市	2	35
長野県	2町村	2	36
その他11県	11市町村	11	336
計	25市町村	27	762

注1：その他11県は、秋田県、茨城県、栃木県、埼玉県、石川県、山梨県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、高知県。
注2：登録者数等のデータが確認できるもののみ。(平成27(2015)年3月現在)

(3) 林業の生産性の向上に向けた取組

- 複数の森林所有者の森林を取りまとめ、森林施業を一体的に実施する「施業の集約化」が必要。このため、提案型集約化施業を担う「森林施業プランナー」の育成、森林経営計画制度の現場の状況に応じた運用、集約化に必要な調査・合意形成等を推進。
- 林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を推進。また、路網整備を担う人材を育成。
- 林業機械を活用した効率的な作業システムを普及するとともに、我が国の森林に対応した林業機械を開発・改良。
- 造林・保育の効率化に向け、コンテナ苗や大苗の導入、低密度植栽等に取り組み。

高性能林業機械の保有台数の推移



資料：林野庁「森林・林業統計要覧」、林野庁ホームページ「高性能林業機械の保有状況」

《コラム》 林業遺産の選定

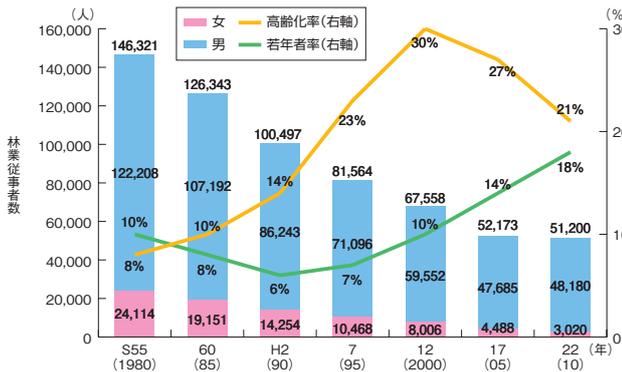


日本森林学会では、各地の林業発展の歴史を将来にわたって記憶・記録していくための試みとして林業遺産を選定。同学会大会の100周年記念式典(平成26(2014)年3月)にて、飯能の西川材関係用具(写真)など10件を公表。

(4) 林業労働力の動向

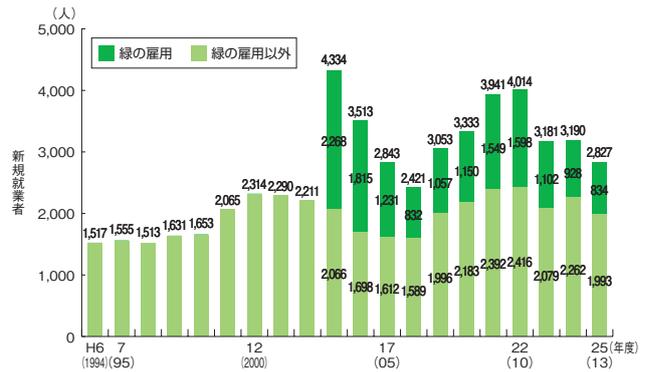
- 林業従事者数は近年下げ止まりの兆し(平成22(2010)年は約5万人)。高齢化率(65歳以上)は21%と高い水準にあるものの、若年者率(35歳未満)も18%まで上昇。
- 平成15(2003)年度から、林業就業に意欲を有する若者に対して基本的な技術の習得を支援する「緑の雇用」事業を実施。事業開始以降、林業への新規就業者数は大幅に増加。
- また、高度な知識と技術・技能を有する林業労働者の段階的かつ体系的な育成を推進。
- 林業の労働災害発生率は依然として高水準であり、安全な労働環境の整備が課題。

林業従事者数の推移



資料：総務省「国勢調査」

現場技能者として林業へ新規に就業した者(新規就業者)の推移

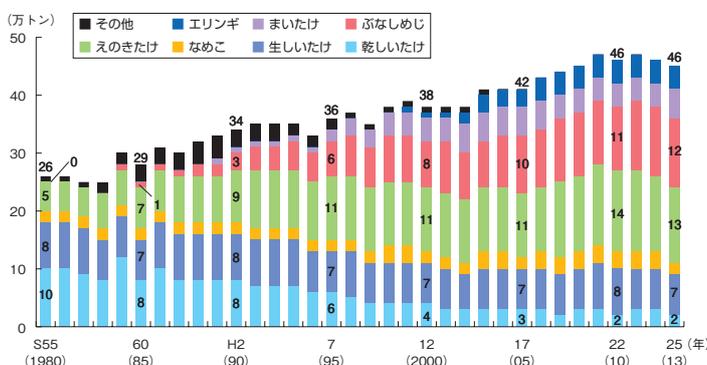


資料：林野庁ホームページ

2. 特用林産物の動向

- 特用林産物の生産額(平成25(2013)年は2,615億円)の9割近くがきのこ類。きのこ類の生産量は平成23(2011)年以降は減少(平成25(2013)年は前年比1%減の45.8万トン)。きのこ生産者戸数(特に原木しいたけ)も減少傾向。
- きのこ類の価格は、平成25(2013)年は生しいたけ等は上昇したが、乾しいたけは下落。きのこ類の消費拡大・安定供給等に向けた取組を支援。
- 薪の生産量は平成19(2007)年以降増加傾向(平成25(2013)年は5.3万m³)。木炭の生産量は長期的に減少傾向(同3.0万トン)。竹材(竹紙等の原料)の生産量は平成22(2010)年以降増加。このほか、山菜、薬草、漆等も生産。

きのこ類生産量の推移



資料：林野庁「特用林産基礎資料」

《事例》 森の恵み「薪」の新たな取組



長野県の森林組合では、カラマツを燻した新しい薪を生産・販売。従来の薪と比べ燃焼性が良く長期の保存が可能で、備蓄用・緊急災害対応用の燃料として販路を拡大。

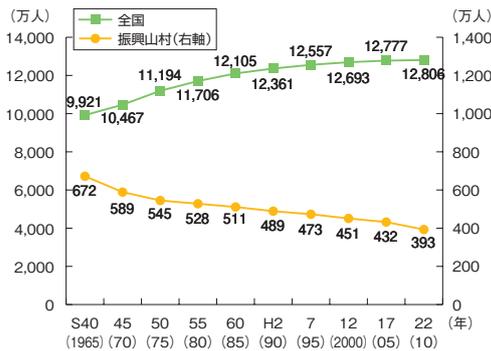
3. 山村の動向

(1) 山村の現状

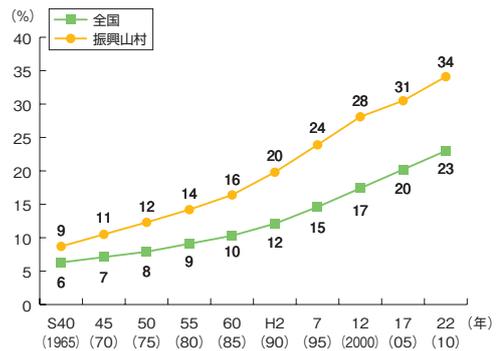
- 山村は、住民が林業を営む場として、森林の多面的機能の発揮に重要な役割。「山村振興法」に基づく振興山村は国土面積の5割、森林面積の6割を占めるが、過疎化・高齢化が進行し、里山林等が荒廃。
- 一方、山村には豊富な森林資源・水資源、美しい景観、伝統・文化等があり、都市住民の関心も高まり。

振興山村の人口及び高齢化率の推移

[人口の推移]



[高齢化率(65歳以上の人口比率)の推移]

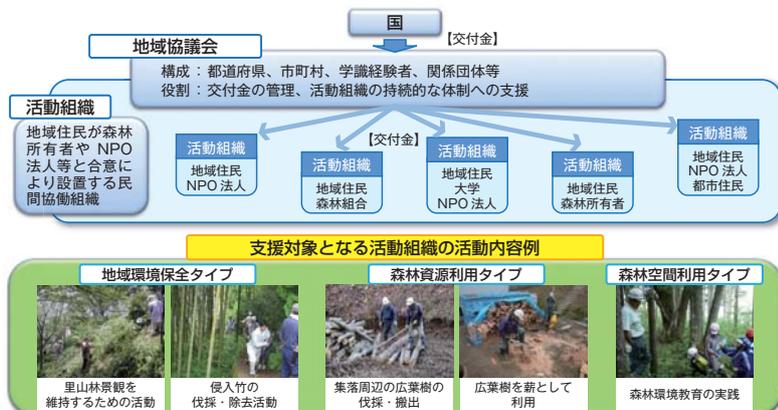


資料：総務省「国勢調査」、農林水産省「山村基礎調査」

(2) 山村の活性化

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26(2014)年12月)では、森林資源の循環利用を図りつつ、林業の成長産業化を実現することが必要と記載。
- 地域の基幹産業である林業・木材産業を振興するとともに、今後は、未利用資源を木質バイオマス燃料等に活用するなど新たな事業の創出も期待。平成27(2015)年3月には山村振興対策の充実を図るため「山村振興法」を延長・改正。
- 自伐林家を含む地域住民による里山林の保全管理や森林資源利用等の取組を支援。また、農林漁業体験、森林浴、森林環境教育等による都市との交流を推進。

森林・山村多面的機能発揮対策交付金の概要



資料：林野庁森林利用課作成。

《事例》 竹林整備と竹資源の有効利用を通じて地域を活性化



栃木県の団体では、放置竹林の整備と搬出した竹のチップ化を行っており、農業用の土壌改良材として利用(写真)。長崎県の団体では、竹炭焼きを行い、消臭剤等の原料として利用。

第IV章 木材需給と木材利用

1. 木材需給の動向

(1) 世界の木材需給の動向

- 世界の木材消費量は2008年秋以降減少したが、2010年以降は再び増加傾向。北米では針葉樹製材の消費が回復傾向。欧州では消費低迷が続くが輸出は増加。
- ロシアでは、産業用丸太の輸出が減少する一方で製材の輸出は増加。中国では、産業用丸太の輸入と合板等の輸出が増加。

(2) 我が国の木材需給の動向

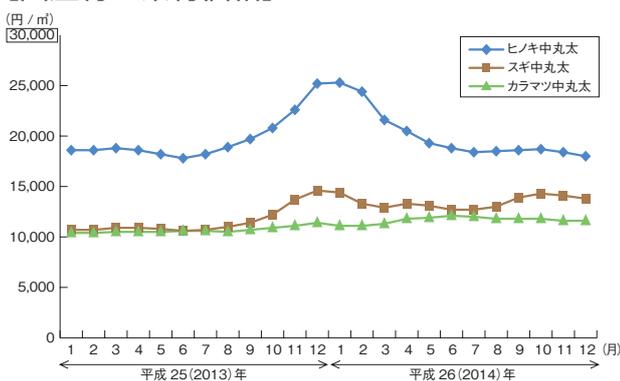
- 木材需要量は、平成21(2009)年を底にやや持ち直しており、平成25(2013)年には新設住宅着工戸数の増加等により前年比4.6%増の7,387万 m^3 (丸太換算、以下同じ)。
- 国産材供給量は、平成14(2002)年を底に増加傾向で推移し、平成25(2013)年には前年比7.3%増の2,112万 m^3 。
- 木材輸入量は、平成25(2013)年には総需要量が増加したことにより、前年比3.5%増の5,275万 m^3 。
- 木材自給率(用材)は、平成14(2002)年を底に回復傾向で、平成25(2013)年には前年比0.7ポイント増の28.6%。

(3) 木材価格の動向

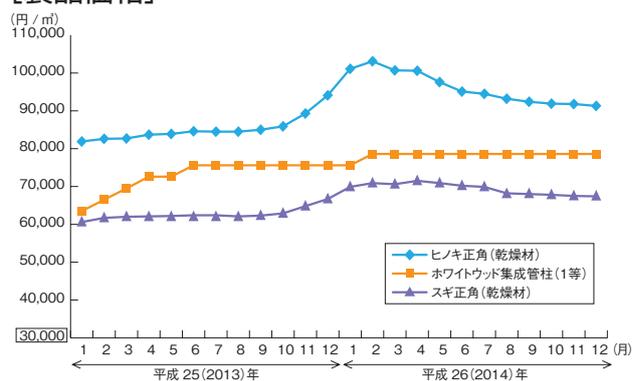
- 国産材の素材価格は、好調な住宅向け需要により、平成25(2013)年は特に年末にかけて上昇。平成26(2014)年は年初から下落傾向だったが、年間を通してみると前年を上回る水準。
- 製品価格(製材品・合板・チップ)も平成26(2014)年は上昇。

我が国の木材価格(平成25(2013)年から平成26(2014)年)

[国産材の素材価格]



[製品価格]



資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材価格」

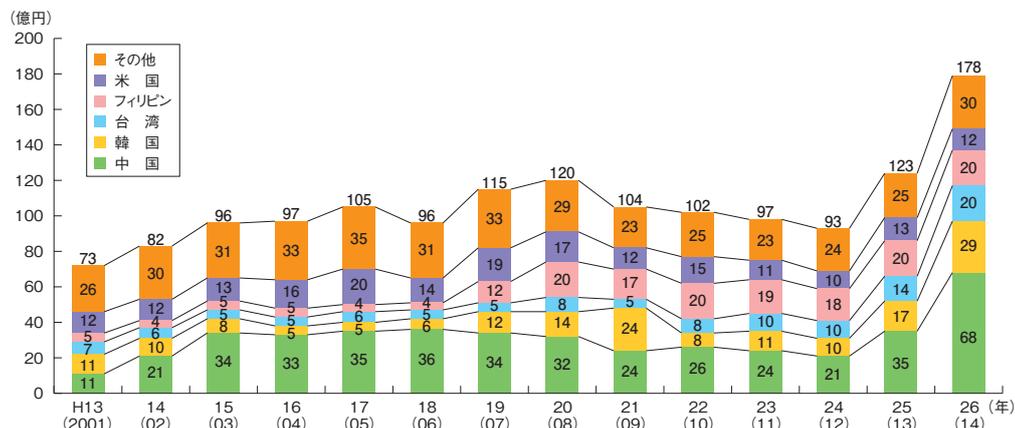
(4) 違法伐採対策

- 我が国は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方にに基づき、適正に生産された木材を利用する取組を推進。
- 「グリーン購入法基本方針」に基づき、政府調達の対象を合法性が証明された木材(合法木材)とするとともに、民間企業、一般消費者に合法木材の使用を普及啓発。

(5) 木材輸出対策

- 平成26(2014)年の木材輸出額は前年比45%増の178億円。特に丸太の輸出が増加。
- 「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」(平成25(2013)年8月)では、2012年の林産物輸出額123億円(うち木材は93億円)を、2020年までに250億円にする目標。
- 住宅展示会への出展、中国の木造建築基準の改定作業への参加等により、国産材の輸出を推進。

我が国の木材輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」

2. 木材利用の動向

(1) 木材利用の意義と普及

- 木材利用は、快適で健康的な住環境の形成に寄与するだけでなく、地球温暖化の防止、森林の多面的機能の持続的発揮や地域経済の活性化にも貢献。
- 一般消費者を対象に木材利用の意義を普及啓発する「木づかい運動」、子供から大人までが木への親しみや木の文化を学ぶ「木育」を推進。

(2) 住宅分野における木材利用

- 我が国における木材需要の約4割、国産材需要の過半が建築用材。新設住宅着工戸数の約半分は木造。建築現場では「プレカット材」の利用が拡大。
- 住宅メーカー等のニーズに応じた国産材の加工・流通体制の構築等に取り組み。関係事業者が連携して地域で流通する木材を活用する家づくり(「顔の見える木材での家づくり」)も推進。

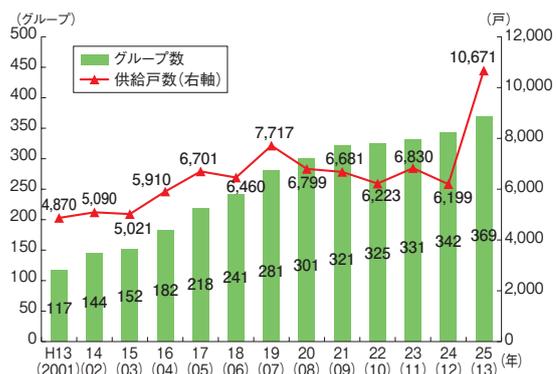
《コラム》 家具産業における新たな動き



木製家具の材料には主に輸入材が使われてきたが、近年では、国産の針葉樹材を加熱・圧縮し強度を高めて活用するなどの例も。また業界団体では、「国産家具」(原材料は国内外を問わない。)の表示や国際家具見本市への

出展等を通じた輸出にも取り組み。

「顔の見える木材での家づくり」グループ数及び供給戸数の推移



資料：林野庁木材産業課調べ。

(3) 公共建築物等における木材利用

- 木造率が低い公共建築物に重点を置いて木材利用を促進するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を制定(平成22(2010)年施行)。
- 国の22府省等全て、全ての都道府県と1,459の市町村が木材利用の方針を策定(平成26(2014)年12月現在)。平成25(2013)年度には、国が整備した低層の公共建築物484棟のうち24棟を木造で整備し、161棟で内装等を木質化。
- 学校施設等の木造化を推進。平成26(2014)年6月には、3階建ての学校等について建築規制を見直し。

《事例》 地元産の木材と新たな建築技術・工法の活用



・岩手県気仙郡住田町の木造の新庁舎(写真)は、町内産のスギ・カラマツを使用。柱・梁は燃えしる設計による集成材で準耐火構造としたほか、耐震性を高めるため木材を格子状に組んだ「ラチス耐力壁」を国内で初めて採用。

・縦ログ工法(製材品を縦にして並べて壁を構成する工法)など、製材品を多用した工法による取組も。

・岩手県気仙郡住田町の木造の新庁舎(写真)は、町内産のスギ・カラマツを使用。柱・梁は燃えしる設計による集成材で準耐火構造としたほか、耐震性を高めるため木材を格子状に組んだ「ラチス耐力壁」を国内で初めて採用。

《コラム》 競技施設等での木材利用



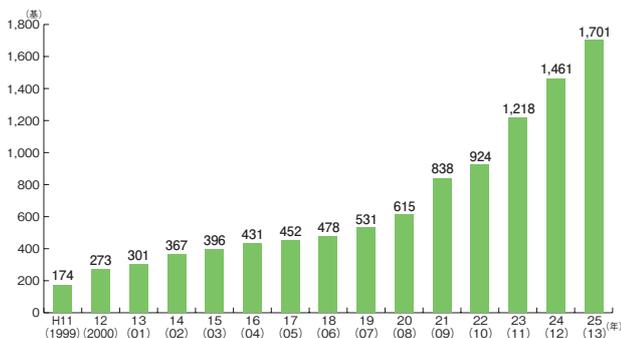
国内の競技施設等では、内装や床のほか、構造部にスギ集成材等を使った大型施設が建設。国内外のオリンピック・パラリンピック競技大会でも、様々な競技施設に木材が利用。大規模木造競技施設や都市木造化の模型展示会等の動きも。

国内の競技施設等では、内装や床のほか、構造部にスギ集成材等を使った大型施設が建設。国内外のオリンピック・パラリンピック競技大会でも、様々な競技施設に木材が利用。大規模木造競技施設や都市木造化の模型展示会等の動きも。

(4) 木質バイオマスのエネルギー利用

- 「森林・林業基本計画」(平成23(2011)年7月)では、平成32(2020)年における燃料用等のパルプ・チップ用材の利用目標は600万 m^3 。未利用間伐材等(毎年2,000万 m^3 発生と推計)の活用が重要。
- 近年、公共施設、一般家庭、施設園芸等において、木質バイオマスを燃料とするボイラーやストーブの導入が進み、木質ペレットの生産量も増加傾向。
- 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(平成24(2012)年7月導入)を活用した木質バイオマス発電施設が各地で整備。地域経済への効果が期待される一方、木質バイオマスの安定供給の確保等が課題。

木質資源利用ボイラー数の推移



資料：林野庁木材利用課調べ。

《事例》 地域で発生する未利用間伐材等を活用した小規模発電の取組



長野県長野市の林業、製材業、建設業等から構成される協同組合は、平成17(2005)年から1,300kW、平成26

(2014)年から1,500kWの木質バイオマス発電施設を運転。燃料調達から売電までを一括して行うことで、森林整備の促進や地域活性化等に寄与。

第V章 国有林野の管理経営

1. 国有林野の役割

(1) 国有林野の分布と役割

- 国有林野(758万ha)は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割。奥地脊梁山^{りょう}地や水源^{かん}地域に広く分布し、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮。
- 国有林野の90%は水源涵養等の保安林。また、我が国の世界自然遺産(知床、白神山^{しらかみ}地、小笠原諸島^{おがさわら}、屋久島^{やくしま})の陸域の95%は国有林野。

(2) 国有林野の管理経営の基本方針

- 国有林野は重要な国民共通の財産であり、「国有林野事業」として一元的に管理経営。
- 国有林野事業では、平成25(2013)年度の一般会計化等を踏まえ、公益重視の管理経営の一層の推進、森林・林業再生への貢献等に取り組み。

2. 国有林野事業の具体的取組

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

- 個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し管理経営(「山地災害防止」「自然維持」「森林空間利用」「快適環境形成」「水源涵養」の5つのタイプ)。治山事業により荒廃地復旧や保安林整備を推進。また、民有林でも災害復旧を実施。
- 森林吸収源対策としての間伐等の森林整備、治山事業等における木材利用等を推進。
- 生物多様性の保全を図るため、「保護林」(森林生態系保護地域など7種類)や「緑の回廊」の設定・保管理、シカ等の鳥獣被害への対策等を実施。
- 「公益的機能維持増進協定」により、国有林に隣接介在する民有林を一体的に整備・保全(平成25(2013)年度末現在で5件(143ha)の協定を締結)。

《事例》 治山事業による木材利用の推進



山形森林管理署では、平成26(2014)年度の治山工事(コンクリート谷止工)において、国産カラマツの間伐材を活用したコンクリート型枠用合板約200枚による試験施工を実施。従来の南洋材型枠用合板と比べて遜色ない性能・施工性が確認。

《事例》 地域の実態に合わせたシカ被害対策



日光森林管理署では、従来から実施しているシカ被害対策に加え、平成26(2014)年度からはモデル地域を設定し、給餌による誘引狙撃(写真)、植生影響調査、GPSモニタリング調査など様々な技術を組み合わせた対策を実証。

(2) 森林・林業の再生への貢献

- 国有林が有する多様なフィールドを活用し、コンテナ苗の活用や伐採・造林の一貫作業など、林業の低コスト化等に向けた技術を開発・普及。また、林業事業者や森林総合監理士（フォレスター）等の人材を育成。
- 「森林共同施業団地」の設定により、民有林と連携した路網整備、森林施業等を推進。
- 製材・合板工場と協定を締結し、間伐材等を安定供給する「システム販売」を推進（平成25（2013）年度には国有林からの素材供給量の50%）。

《事例》 架線集材による「一貫作業システム」の実証試験を実施



天竜森林管理署では、架線系による「一貫作業システム」（集材とコンテナ苗の運搬・植栽を一体的に行うシステム）の実証試験を実施。同システムの普及を図るため、現地検討会とシンポジウムも開催。

同システムの普及を図るため、現地検討会とシンポジウムも開催。

《事例》 「システム販売」における新たな取組



群馬森林管理署では、県内の森林組合と連携し、民有林材と国有林材をまとめて出荷（協調出荷）。これ

により、これまで小ロットであることにより販路の乏しかった民有林低質材を製材工場に安定供給。

(3) 「国民の森林」としての管理経営等

- 森林環境教育や森林づくり等に取り組む多様な主体に対して、「遊々の森」、「ふれあいの森」、「木の文化を支える森」、「法人の森林」を設定し、フィールドを提供。また、地域の関係者や自然保護団体等と連携した「モデルプロジェクト」を実施。
- 地方公共団体や地元住民等に対して国有林野の貸付け等を実施。また、「レクリエーションの森」（自然休養林など6種類）を設定し、地元関係者と連携して管理運営。
- 東日本大震災からの復旧・復興に向け、海岸防災林の再生、国有林野の除染等に取り組むほか、除去土壌等の仮置場用地を提供。

《事例》 木の文化を支える森づくりの推進



裏木曾地方（岐阜県南東部）は、優良な木曾ヒノキの産地で、伊勢神宮をはじめ多くの神社仏閣等に供給。東濃森林管理署では、「裏木曾古事の森」を設定し、地元自治体等と連携して、200～400年の超長期の森林整備等に取り組み。

《事例》 地域と連携した「レクリエーションの森」の管理の推進



「くまもと自然休養林」には、スギの巨木、原生林、美しい深谷等があり、多くの人々が訪問。熊本森林管理署と地元自治体等が連携し、遊歩道の整備や休憩所の維持管理、景観保護、トイレ清掃等に取り組む、地域の観光資源としての魅力を向上。

第Ⅵ章 東日本大震災からの復興

1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組

(1) 森林等の被害と復旧状況

- 東日本大震災により、15県で林地荒廃、治山・林道施設の被害等が発生。被害箇所の9割強が復旧工事に着手済み(大部分で工事完了)。
- 被災した木材加工・流通施設(全国115か所)について、廃棄・復旧・整備等を支援し、98か所が操業を再開。

(2) 海岸防災林の復旧・再生

- 東日本大震災の津波により、6県にわたる総延長約140kmの海岸防災林が被災。
- おおむね5年間で盛土等の基盤造成、おおむね10年間で全体の復旧完了が目標。地域の復興計画との調整が必要な箇所等を除き、約107kmで復旧工事に着手済み(うち28kmで工事完了)。様々な植栽樹種・植栽方法に関する実証試験も実施。
- 植栽・保育に当たっては民間団体等とも連携。苗木の供給と植栽後の継続的な管理が必要。

《事例》 東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧

岩手県宮古市摂待では、津波で被災した海岸防災林約0.3km(2.4ha)について、津波堆積物を盛土材に活用して生育基盤を復旧。平成26(2014)年5月には、植栽に着手するとともに、海岸防災林の再生における岩手県最初の生育基盤復旧の完了を記念して、総勢300人が参加する植樹祭を行った。



(3) 復興への木材の活用と森林・林業の貢献

- 応急仮設住宅の4分の1以上(約1万5千戸)を木造で建設。災害公営住宅(構造判明戸数)の2割以上(約7千戸)を木造で建設又は建設予定。
- 被災者の自宅再建や土木分野の復旧・復興事業に地域の木材等を活用する取組も。
- 地震と津波により発生した大量の災害廃棄物のうち、木質系災害廃棄物は木質ボードの原料やボイラー燃料、発電等に利用。福島県会津若松市・岩手県宮古市・宮城県気仙沼市では、未利用間伐材等を燃料とするバイオマス発電施設が稼働。

《事例》 地域の木材を活用した災害公営住宅を整備

平成25(2013)年8月に完成した岩手県上閉伊郡大槌町の災害公営住宅(70戸)は、岩手県産材を全体の約9割に活用。低層の木造和風建築となっているほか、各住戸に木の縁側を設置。



2. 原子力災害からの復興

(1) 森林の放射性物質対策

- 国や市町村が行う森林の除染は、「住居等近隣の森林」を優先して、落葉等の除去を実施。原木きのこを生産する「ほだ場」もこれに準じて実施。
- 「除染特別地域」では環境省が、「汚染状況重点調査地域」では市町村(民有林)・林野庁(国有林)が除染を実施中。
- 森林内の放射性物質の分布状況等を継続的に調査。また、森林除染等に関する調査・実証事業を実施。
- 除染業務に加え、汚染土壌等を扱う業務や空間線量率 $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 超の森林での業務は、線量測定等により労働者の安全を確保。

(2) 安全な林産物の供給

- 食品中の放射性物質の基準値(一般食品は 100Bq/kg)に基づき、特用林産物22品目に出荷制限(平成26(2014)年12月現在)。
- 「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」(平成25(2013)年10月)に基づき栽培管理を行い、基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合に出荷制限を解除。また、きのこ等の生産継続・再開に向けて支援。
- 福島県産きのこ原木の減少に対応し、原木の安定供給に向けて需給のマッチング等を推進。

《事例》 しいたけ等の産地再生に向けた取組

平成26(2014)年10月、岩手県で「いわての原木しいたけ産地再生の集い」、福島県で「福島県きのこ復興まつり」が開催。平成27(2015)年2月には、栃木県でも4年ぶりに原木生しいたけの品評会が開催。



(3) 樹皮やほだ木等の廃棄物の処理

- 燃料や堆肥等に利用されていた樹皮(バーク)は、放射性物質の影響により製材工場等に一部滞留。廃棄物処理場での処理について支援し滞留量が減少。同様に使用できなくなったほだ木の処理も課題。

(4) 損害の賠償

- 林業関係では、避難指示等に伴う事業への支障や原木しいたけ等に関する損害賠償を請求。平成26(2014)年9月から避難指示区域内の森林に係る財物賠償の請求受付が開始。

○ 平成27年度 森林及び林業施策 概要

概説

森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図る重要性等を踏まえ、森林・林業基本計画等に基づき、所要の財政措置等を講じながら、各種施策に取り組む。

I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(面的まとまりをもった森林経営の確立)

- 地域主導で市町村森林整備計画の作成を進めるとともに、適切な森林施業を確保するため伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用等を図る。
- 林道や森林作業道が適切に組み合わされた路網の整備等を推進する。
- 森林資源のモニタリングを引き続き実施するとともに、森林簿情報の都道府県と市町村等との間での共有化、森林所有者情報の行政機関の間や内部での共有等を推進する。

(多様で健全な森林への誘導)

- 長伐期林、育成複層林、広葉樹林等多様で健全な森林への誘導を推進するとともに、原生的な森林生態系、希少な生物の生育地又は生息地等の保全及び管理等の推進により森林における生物多様性の保全を図る。
- 新たな品種の開発、コンテナ苗生産の技術研修等への支援、種苗生産施設等の整備等により、多様な森林整備に資する優良種苗の確保を図る。
- 立地条件が悪く、自助努力によっては適切な整備が図られない森林等について、水源林造成事業や治山事業等の公的主体による整備を推進する。
- 花粉症対策苗木の生産体制の整備や花粉の少ない森林への転換など花粉発生源対策を推進する。

(地球温暖化防止策及び適応策の推進)

- 森林吸収量を確保し、新たな温室効果ガス削減目標を達成できるよう、間伐等の森林の適正な整備、保安林等の適切な管理及び保全、木材及び木質バイオマスの利用拡大等の森林吸収源対策を推進する。
- 森林吸収量を算定し報告する義務があるため、土地利用変化量や伐採木材製品の炭素蓄積変化量等、必要な基礎データの収集等を行う。また、気候変動に関する国際的な枠組みづくりに参画し、貢献するとともに、途上国の森林劣化の防止に資する技術開発等に対して支援する。
- 山地災害への対応等地球温暖化の影響の軽減を図る取組を推進する。

(東日本大震災等の災害からの復旧、国土の保全等の推進)

- 東日本大震災や豪雨等により被災した海岸防災林、治山施設、林道施設等の早期復旧整備を図る。また、保安林の適切な管理の推進を図るとともに、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模な山地災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、効果的かつ効率的な治山対策を推進する。
- 松くい虫等の森林病虫害防除対策等を総合的かつ効率的に実施するとともに、野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策を推進する。

(森林・林業の再生に向けた研究・技術の開発及び普及)

- 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略等を踏まえ、産学官連携を図りつつ、研究・技術開発を効率的かつ効果的に推進する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故による森林の汚染実態の調査及び解析、森林施業等による放射性物質の拡散防止・低減等技術の検証及び開発、木材製品の安全証明体制の構築等を推進する。
- 国と都道府県が協同して効率的かつ効果的な林業普及指導事業を推進する。

(森林を支える山村の振興)

- きのご生産に必要な資材の安定供給、新たな需要の創出を通じた特用林産物の消費拡大等を図るとともに、東日本大震災の被災地等でのきのご等の生産再開等に対する支援、非破壊検査機を用いたきのご原木等に係る放射性物質の検査手法の確立に対する支援等を推進する。
- 木質バイオマス利活用施設の整備等により里山林など山村固有の未利用資源を活用するとともに、山村振興対策、過疎地域対策等を推進する。

(国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進)

- 多様な主体による森林づくり活動を促進するとともに、森林体験等の森林環境教育や里山林の再生等、森林の多様な利用を推進する。

(国際的な協調及び貢献)

- 国際対話に積極的に参画するほか、開発途上国の森林保全等のための調査及び技術開発や、独立行政法人国際協力機構(JICA)等を通じた開発途上国等に対する協力を行う。また、合法木材の普及啓発等により違法伐採対策を推進する。

II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

(望ましい林業構造の確立)

- 効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化、低コストで効率的な作業システムの普及等を推進する。

(人材の育成及び確保等)

- 「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成を進めるとともに、森林施業プランナーや森林総合監理士(フォレスター)の育成のための研修等を行う。

(林業災害による損失の補填)

- 国立研究開発法人森林総合研究所が行う森林保険の普及に努める。

III 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

(効率的な加工・流通体制の整備)

- 施業の集約化や低コスト作業システムの普及の推進に加え、民有林と国有林の関係者が広域的に連携した協議会の開催、CLT等の安定供給に向けた地域循環型構想の作成、森林認証材の供給体制の構築へのモデル的な取組等の支援により、国産材の安定供給体制の整備を推進するとともに、品質及び性能の確かな製品を供給する木材加工流通施設等を整備する。

(木材利用の拡大)

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国自らが率先して木材利用を推進するとともに、低コストでの木造公共建築物の整備に対する支援等を行う。
- CLT等を活用した建築技術の実用化に向けた実証及び国産材CLTの生産体制の整備の推進等とともに、土木分野等における木材利用を促進する。また、未利用間伐材等の木質バイオマスの利用を促進するための取組や木材輸出拡大に向けた戦略的な活動等を推進する。

(東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用)

- 地域で流通する木材を活用した木造復興住宅の建設を促進するとともに、被災地域における木質バイオマス関連施設の整備を推進する。

(消費者等の理解の醸成)

- 「木づかい運動」などの普及啓発活動、「木育」を担う人材育成やプログラム開発等を実施する。

IV 国有林野の管理及び経営に関する施策

(公益重視の管理経営の一層の推進)

- 国有林野の管理経営に関する基本計画等に基づき、健全な森林の整備、森林の適切な保全管理、林産物の供給、国有林野の活用等を推進する。

(森林・林業再生に向けた国有林の貢献)

- 低コストで効率的な作業システムの普及及び定着、森林共同施業団地の設定による民有林と連携した施業、市町村を技術面で支援する人材の育成等を推進する。

V 団体の再編整備に関する施策

- 森林組合が施業集約化、合意形成及び森林経営計画の作成を最優先の業務として取り組むことを推進するとともに、経営基盤や業務執行体制の強化に向けた指導等を行う。